

○議員（12番 小宮 教義君） 失礼いたします。12番議員の小宮教義でございます。こうして立つのは、4年ぶりでございます。私の賞味期限はあと1年でございますので、はい、ひな壇にお座りの皆様、御迷惑でしょうけれども、1年間だけ御辛抱、よろしく願いいたします。

今、この新型コロナウイルス、世界で非常に猛威を振るっております。今、世界で感染者が約900万、そして死亡者が約46万人を超えております。幸いなことに、この対馬では1人の感染者も出ておりません。これも市民の皆様の御協力によるものでございます。

対馬病院では、厚生委員長の伊原委員長が報告をされたように、この新型コロナウイルスに対して、蛍光LAMP法というウイルスの検査の機械が導入をされております。今後、2波、3波と来るとございましょうが、それにも期待が持てるのではないかと思います。

今、国会では、前法務大臣の河井克行衆議院議員と奥様の案里参議院議員が公職選挙法違反で逮捕をされております。夫婦で逮捕されるというのは、憲政史上初めてだそうです。私ども対馬市議会、来年は選挙でございます。くれぐれも夫婦共々そういうことがないように留意をしたほうがいいのではないかと思います。

では、さきに通告しておりました3項目について、市政一般質問をさせていただきます。それとすいません、その前に市民の声をいただいておりますので、御案内をさせていただきます。女性と男性とお1人ずつの声でございます。

まず最初は、男性の声でございます。「市長さん、2期目の当選おめでとうございます。昨年の日韓問題、そして今年は何と新型コロナウイルスと立て続けですと、島で生きている私はどうもこうもなりません。このようなときこそ、力強いリーダーシップを取っていただき、早く元の島に戻してくれませんかをお願いをします。応援しています。頑張ってください」という声もいただいております。

次は、女性の方でございますが、これは巖原の中の人でございますが、「市長さん、新しい副市長さんをケーブルテレビで見せていただきました。ハンサムまでとは言えませんが、本当に真面目な方のように安心をしました。対馬で生きる子供たちのために2人で力を合わせて頑張ってくれませんか」という市民の声をいただいております。

では、さきに通告しておりました3項目について市政一般質問をさせていただきます。

まず、第1点の新型コロナ経済対策などについて。これについては、6点でございます。

まず第1点は、対馬は昨年からダブルパンチの経済ショックを受けています。一番早くすべき10万円の定額給付金の郵便発送は他の自治体よりも遅れたのはなぜかという点でございます。

そして2番目が、補助金などが漁業者は5万円だと、商業者が20万円だと、なぜ差があるのかということでございます。

3点目でございますが、これについては小島議員や坂本議員からのほうからも質問がございま

した。ダブつくようでございますが、せっかく書いておりますんで質問させていただきます。

准組合員にも助成の拡大を図るべきではないかということでございます。

4番目が、これは国の方針で決まった分でございますが、かなりの固定資産税の減額または全部なくすというふうなことも盛り込まれた経済措置でございますが、これに対して、市の対応はどのようにするのかという点でございます。

そして5点目でございますが、これはG o T oキャンペーン、いろいろな問題が発生しておりますけれども、やがて8月から実行されるでございます。金額にして約1兆7,000億円、莫大なお金でございます。これに対して、巖原の中心地の繁華街、茶屋町でございますが、この茶屋町においてこれと似たようなキャンペーンができないのかと。題して、「レッツゴーニコニコ活性化事業」に取り組む考えはないかということでございます。

6点目は、このままでは収束しませんので、第2弾の経済対策を9月頃実行するお考えはないのかという点でございます。

それと大きい第2項目でございますが、安定的な漁業経営の確保、これについて、有人国境離島新法での活用はできないのかという点でございます。

3点目が、現在の執行体制について。新副市長体制で2期目を迎えられたわけでございますが、当初の予想以上に経済が混沌としております。このような中では、副市長を2人として対応をすべきでないか、これからのためにという、以上、3項目でございます。市長の答弁を求めます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小宮議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、大変ありがたい、そして励ましの市民の声を聴かせていただきまして、ありがとうございました。期待にお応えできるよう、一生懸命副市長とともに頑張ってまいりたいというふうに思っております。

それでは、質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、本市の10万円の定額給付金の郵送、発送手続についてでございますが、本市では、特別定額給付金申請書の発送を5月14日から開始し、16日までに順に市民の皆様へお届けしております。

国から示された標準的な申請書の様式はA4サイズの片面でございましたが、文字等が小さく、普段から書類作成などをする機会の少ない方にとっては申請書の作成が煩わしく感じ、記入漏れ、記入誤りの原因となると考え、まず、申請書様式のサイズ変更を決定し記入箇所をできるだけ少なくすることと、受付から支給事務へ進む中での二重払いを防ぐ目的で電算管理システムの開発を急ぎました。

これは、申請書に不備があれば申請者への連絡から補正までに時間を要し、支給がさらに遅れることを避けるため考慮したものであります。

さらに、申請書を確実に届けるため専用封筒とし、政府閣議決定の翌日から手配をいたしました。送付用及び返信用の封筒も全国の自治体が一斉に発注したため、納品に日数を要したことも原因の一つとなりました。

本市より発送が早かった市町は、国の示すA4様式の申請書を採用したり、封筒の種類などを問わず在庫を活用することで早い対応ができたようでございます。

また、受付開始直後は、窓口申請者が混雑することが予想されるために、密集、密接を回避し、来庁者を分散させる目的で窓口申請による事前受付を5月12日から開始し、事前受付した世帯への第1回目の振込は5月20日に行っております。1日でも早く、1人でも多くの皆様に給付金を届けることができるよう、郵送請求第1日目の口座振込日の5月28日までは担当課以外の職員も動員しながら申請の受付、審査業務を行っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

また、オンライン申請につきましては、5月1日より申請受付を開始いたしました。開始時は、国との連携事故で一部の市民の方々へ御迷惑をおかけいたしました。午後からは問題なく申請手続きをいただいております。

なお、オンラインによる申請世帯への第1回目の振込は5月15日に行っております。6月19日現在、1万4,489世帯、96.3%でございます。人数といたしまして2万9,143人、97.3%に交付済みでございます。

次に、本市の経済対策における漁業者5万円と商業者20万円の差額についてでございますけれども、対馬市漁業者緊急支援助成金による漁業者への助成額につきましては、国の支援策等を参考にしながら、漁船漁業における対前年同期比の減少漁獲金額の20%相当を支援するものとして5万円とさせていただきます。対して、商業者の皆様は営業自粛の反面、店舗の賃料等の負担が大きい事業者も多数あり、固定経費が多額となること、また、韓国人観光客の激減の影響も勘案しますと、一概に金額の比較はできないものと考えております。

次に、3番目の准組合員への助成金の拡充についてでございますけれども、対馬市漁業者緊急支援助成金につきましては、漁協正組合員のうち、漁獲金額が前年同期比、3月から4月でございますけれども、20%以上の減少となる漁業者を対象とさせていただきます。准組合員の中にも、住所要件や漁業従事日数等により正組合員の資格を有していないものの漁業を生業とされている方が一部おられることは承知しておりますが、他業種との兼業や高齢等により正組合員を脱退された方が多数であり、ちょっとすいません——申し訳ございません。漁業への従事度合いが相違することから、同等とは判断できないものとして正組合員のみを対象とさせていただきます。

きました。しかし、さきの答弁でも申しあげましたように、今後、一定の基準を設けつつ、支援拡充に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、4番目の固定資産税の国の軽減等の措置について、市の対応についてでございますけれども、新型コロナウイルスの影響により収入が大幅に減少し、納付が困難になった個人の方や事業者に対し、市税等につきましては、申請することによって無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収の猶予制度の特例が実施されているところであります。

固定資産税につきましては、中小事業者等に限られますが、令和3年度の1年間に限り、国の施策として、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の課税標準を所得の減少率に応じて2分の1またはゼロとする軽減措置が特例で実施されます。

議員御指摘の2分の1軽減の対象となったホテル、民宿等もゼロにならないかということでございますが、この減免につきましては国の特例であり、特定の業種に限るものではございません。地方税等に規定されている固定資産税は、現時点での土地、建物の資産価値、評価額によって課税されてあるものであることから、災害による資産価値の減少に起因する減免規定はございますが、所得の減少を起因とする減免は想定されていないところでございます。

また、固定資産税は、市が提供する行政サービスと資産の保有に着目して、応益原則に基づき課税する基幹税でもありますことから、市といたしましては、国の軽減以上の対応は難しいものと考えております。

次に、5番目のG o T oキャンペーン事業についてでございますけれども、8月1日から国のG o T oキャンペーンが開始予定となっております。詳細な内容はまだ国から示されていませんけれども、4つのメニューがあり、その中の一つに商店街キャンペーンとして商店街等によるイベントの開催、プロモーション、観光商品開発等に関することに最大300万円が助成されます。

議員からの質問には、そのメニューに関して「レッツゴーニコニコ活性化事業」等を企画してみてもというような御質問でありましたけれども、事業実施主体は、商店街や組合等の団体が行うこととなっております。本市といたしましても、そのような団体に助成金を活用して経済の活性化を図っていただきたいと思っておりますので、そのような企画に対するお手伝いをしたいと考えております。

また、市においても、4月の補正予算で同じような内容の商工業者にぎわい創出支援事業を議決いただいており、上限50万円ではありますが、国の事業よりも使いやすい助成金にしたいと思っておりますので、ぜひ御活用いただきたいと思っております。

次に、6番目の第2弾の経済対策を9月頃に行うお考えはないかというような質問でございますけれども、御存じのとおり、国の二次補正による地方創生臨時交付金2兆円が12日に成立しました。本市への配分はまだ分かりませんが、一次補正予算の実績により金額を想定しな

がら、早い段階から経済対策案を協議しているところでございます。

また、国の第2次補正予算の免除の中に特別家賃支援給付金等の事業も盛り込まれ、観光客向けには先ほどのG o T oキャンペーン事業や国境離島交付金のしま旅商品、県の宿泊施設応援キャンペーン事業などがございます。このような事業と重なることのない隙間を埋めるような事業で市内の事業者の下支えをしたいというふうに考えております。

次に、大きな2点目の安定的な漁業経営の確保についてでございますけれども、有人国境離島法は、我が国の領海、排他的経済水域の保全等に寄与することを目的として平成29年に施行されており、中でも特定有人国境離島地域については、対馬市を含む15地域71島、人口約27万人が対象となっております。

内閣府所管事業の社会維持推進交付金については、長崎県内の対馬、壱岐島、五島列島の3地域で、運賃低廉化、輸送コスト支援、雇用機会拡充、滞在型観光促進等が実施されており、長崎県で全国予算の約56%、対馬地域で17.5%を占めております。対馬市にとって非常に有効な事業であることから、今後も有効活用にあつめるとともに、さらなる事業内容拡充についても必要に応じて長崎県と連携しながら国へ要望してまいります。

次に、3番目の副市長2人体制の提案についてでございますが、遡れば、前市長の1期目の平成20年8月から副市長2人体制をしいて、その後、平成27年4月から1人体制となり、現在までその状況が続きました。

私の1期目の任期中、2人目の人選を進めましたが、諸般の事情から断念した経緯もございませう。幅広い分野に目を向け、適切な人材を求め、早い時期に議会へ提案できるよう考えてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 先に安定的な漁業経営の確保等ということで、これから先にさせていただきますきたいと思います。

市長の答弁では、事業内容を今度検討したいということでございますが、これが施行は、施行された、法律が決まったのは、平成28年の4月に決まっております。これは、私どものこの選挙区からの谷川代議士が議員立法として、法律第33号として決定をされた非常にすばらしい法律でございます。

この法律の中に、ちょっとこれよろしいですかね。これは、この有人国境離島新法は1条から17条までございます。先ほど市長の説明のとおり、運賃等のもの、それと雇用拡充のものは皆さんもうよく活用されておりますが、これでいう法律の中の16条には、安定的な漁業経営の確保ということで明文化されております。その中が、安定的な漁業経営の確保を図るということで

す。そして、一番肝心なところは、漁業を営む者が行う漁船の操業に関する費用の負担の軽減についてこれを考慮しなさいというふうな文章などでございますが、このとおりに軽減が今なされておるのかということをお尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、今度の有人国境離島法の第16条にはそのように書いてあります。ただし、今現在、この中で、用船料、燃油料等の支援につきましては、国境監視等の漁船に対する用船料、燃油代ということになっているようでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 確かに、漁船と、監視等なんですけれども、それは言われるように、平成29年の4月に閣議決済した中にもこのようにうたってあります。これは、漁船じゃないんですよね。外国船などの調査とか監視するための燃油関係ということなんです。先ほどの16条でいうと、漁船の操業に関する軽減とは全く違う文章なんです。その辺はどう理解されますか。

○議長（小川 廣康君） 小宮議員、マスクをちょっと上げてください。マスクを上げて。

○議員（12番 小宮 教義君） すいません、息が苦しくなるもんで。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、そこは、漁船の操業に要する費用の負担軽減ということでありまして、この外国漁船の調査、監視を行う漁船も対馬島内の漁船でありますので、ここに対しての今助成が行われているということで理解をしております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 先ほどの16条と全く違う内容なんです。なぜ、これがこういうふうにできるかという、まず、この全体を総括する有人国境離島新法は内閣府が大本でございまして。先ほどの16条はなぜこんなに食い違うかという、内容は全く別なんです、本来の文面と。なぜ違うかという、内閣府と漁船に対しては、16条に対しては全く別の部署が管轄しておいて、内閣府そのものは管轄をしていない、だから、こういう矛盾的なものが生じておるんです。水産庁がこの16条は管轄しております。それで、このような矛盾は誰が見ても文面的にも明らかですから、これについては県を通じて国のほうに、条文と全く違うじゃないかと方策が、政策がということを強く述べていただいて、できれば内閣府が一括してやると。または強引的に水産庁をそれに入れ込むとかいう形を、今後、県のほうにお願いしてみたらどうですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） このことにつきましては、また折を見て県のほうにも御相談申し上げ、

また、内閣府に行くときにはそのような御相談も申し上げたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 私もその矛盾点については、国のほうの担当者ともう話させていただきました。十分理解はしていただいたようにございますので、早い段階で国、県に上げていただきたいと思います。

それと、一番最初の分、ああ、2番目に行きましようかね。この准組合員については、市長の答弁は、小島議員、そして、坂本議員にも言われたように、この助成金は今月でもう終わるわけですよ。6月30日で切れるわけですよ。そして、その執行率は40.6でしたか、僅かですよ。6月で切れるんだから、やがては何かの対策を取っていかねばいけないんですが、先ほど市長が言ったように、一定の基準を設けてやるという方針が決まっておりますが、私が危惧するのは、組合員と准組合員という法律的な区分がどうなっておるのか、法律的な区分が。多分、水産業協同組合法という中での区分だと思んですが、その辺はどうなっておりますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今議員おっしゃられたように、俗にいう、水協法によりまして決められているようでございますけども、この地区内にまず居住することが条件、そして漁業を営み、また、これに従事する日数が1年を通じて90日から120日までの間で定款で定める日数を超える漁民ということで正組合員の資格が決められているようでございます。

今、12漁協の内容を見ておりますけども、全ての漁協で従事日数が90日を超えるものという定義がなされているようでございます。そのほかには、このほかにも条件があるようでございますけども、まず一番厳しいのが従事日数かなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 私、法的な区分はどうなっているかちゅうことなんですよね。これは、先ほどの水産業の組合法の中の組合員たる資格というのがございます。法律でいう18条のところの5項には、組合員たる資格を有する、組合員たる資格を有するというのが言葉では定義されていませんけれども、准組合員の定義とっていいと思います。

その中で、市長も答弁されましたけども、漁業以外に兼業でやっている方もおるんじゃないかということでございますよね。そして、その基準を定めるということですから、先ほどのこの5項の中の基準の設定になるかと思うんですが、5項の中の1号には、組合員たる資格を有する以外の漁民、本当に漁師だけで生活してある方、言われるように、90日とかそういうのは適合されないけども、漁業として、漁業だけして生活をされてある方がこの1号に該当するんですね。そして、この1の2のところには、漁師をされている漁師の奥さん、世帯を共にする者ということで1の2が入っています。基準を定めるとすれば、いいですかね、この1号か1号の2の

基準の設定が必要だと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ちょっと私のほうがそのところちょっと理解できませんので、担当部長のほうに答えさせます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 小宮議員の御質問にお答えいたします。

水産業法、水産業協同組合法第18条の5項の1の2の件でございますけども、これにつきましては、1世帯全員が正組合資格となるもの、また、1世帯1正組合しか資格のない漁協等がありまして、准組合員のうち、世帯と同一世帯の女性准組合員の判断が困難かつ平等性に欠けるといふことと、また、同一世帯の場合、漁獲金額が明確でなく、給与収入の場合が多いことから、今回の助成要件である漁獲金額として判断することが難しいといふことで、一様には難しいといふことで考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 今回はその基準を見直すということですから、この12漁協の先ほどの1号の分と1号の2の分の数、准組合員の1号と1号の2の准組合員の数はどのくらいおるんですかね。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 1号の1の准組合員の数でございますが、千五百九十、失礼しました。2,408名でございます。そのうち1号の2、1の2でございますが、約800名といふことでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） ですよ。800名というのは、じかに漁業者として、だんなさんも共になろうかと思うんですが、そういう方がほとんどでございますから、こういう方を基準に新しい範囲を広げるといふことであれば、この800名に行き届くように、再度、考えていくべき必要があろうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私のほうは、そこまでははっきり言って考えておりません。要は、やはり准組合員の中でも漁業に従事して、この漁業が生活の糧というような方を対象とするといふことで、そこで一定の基準の金額を設けたいといふふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 分かりました。漁業を糧としている方というのは、この18条の1号から4号までありますけれども、1号と1号の2だけが本当にそれで生計を立ててある方なんですよ、はい。そのところも十分踏まえていただいて、どうせ6月いっぱい使いきれんわけですから、40%しか施行率がないわけですから、その分をこのような形でしていくという基本的な考えに沿っていただきたいと思います。

それと、定額給付金の10万円の分なんですけれども、一番早いのは、21の市町村の中で一番早いのは五島です。五島は5月の、申し訳ない、4月20日にこの予算が閣議決定をした後、4月30日に国会で成立しました。そして、5月1日からはもう既に郵送を始めておるんですよ。本来なら、去年から本当に苦しいこの対馬の経済の中で、先に、五島よりも先に、五島は非常に安定しておる島です。この対馬は非常に、去年から大変な島ですよ。なぜ、こういうふうな形でできなかったのか。緊張感が足りないんじゃないですか。懲戒処分と一緒にような形で緊張感が足りない。その辺はどうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） そういうところが緊張感が足りないんですよ。そこが緊張感が足りないということですから、また十分に反省していただきたいと思います。

それともう時間ございませんが、あと8分ですけれども、この新体制、確かに、この2期目を迎えるわけですけれども、前任の市長さんの残務処理がかなり残っております。残っておるでありますよ。要するに、ごみを片づける時間かかるんですよ。でも、大きいごみの一つは所信表明でもあったように、ふるさと納税のこの大きいごみは処理をされました。これは立派なものですよ。まだ、ごみがいっぱい残っておるんじゃないですかね。どうですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ごみというのが何を意味されてあるか、私はよく理解できません。

○議長（小川 廣康君） 具体的に、具体的に質問していただけますかね。

○議員（12番 小宮 教義君） それぞれ捉え方がありますが、ごみというものは、なすべきものがない、なさない、それをごみだという人もおるだろうし、いろいろな発想の仕方がありますが、私の場合は、なすべきものがなさなかつたというのが一つのごみという判断でございます。

それともう1つですが、この何ですか、人の数え方、人は5人おれば5という数字になりますけれども、人の能力の算定の仕方、その能力の算定の仕方というのは、掛け算になると思います。同じような人が100人おっても1掛け1は全て1なんです。そして、市長が1人おって、1.5という数字があるとすると、ほかに誰か1.5以上の人がおるとすると、それが倍になるん

ですよ。そして市長は、それについては早い時期に検討をしたいということでした。ということは、2人制にするという基本的な考えがあるということによろしゅうございますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私といたしましても、できる限り、早い段階で新たな2人目も模索したいというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 時間もありませんけど。そうですね。もう1人、できれば先ほど言いましたように、人間の能力というのは掛け算ですから、ぜひ、中央からでもいいじゃないですか、財界人からでもいいし、能力のすごくある方をぜひ2人目の副市長として、早い時期に、こういう時代です。厳しい時代だからこそ、皆さんで力を合わせてやらなければいけないと思います。早い時期に優秀な人を、できれば、公務員上がり以外の方がいいと思います。早い時期にそれを決めて議会のほうで報告をしていただければ、それが何よりのこれからの対馬の発展につながると思います。

そして、最後になりますけれども、幕末の時期に佐賀藩士の幕末の志士でございますが、江藤新平というすばらしい藩士がいました。この江藤新平は、人の評価を3つに分けて語っております。3段階に分けて。お金を残す者は下であると、仕事を残す者は中である、仕事を残す者は、人を残す者は上であるというふうな言葉を残しております。これからこの対馬で、将来、生きていく子供たちのために、この言葉をかみしめていただきたいと思います。

以上です。時間です。

○議長（小川 廣康君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をいたします。再開を3時5分からといたします。

午後2時47分休憩

午後3時02分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。2番、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） 2番、伊原でございます。初めに、昨年12月頃より、アジアの一部の地域から発生した、新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中で多くの尊い命が失われています。

ウイルスに感染され、治療中の皆様の一日も早い御回復と、その治療に24時間体制で携わっています医療従事者の方々に心より敬意を表します。